

# 北海道営住宅テレビ電波受信障害地区における事務処理要領

## 第1 趣旨

この要領は、道営住宅建設等に伴い、周辺地域に生ずるテレビジョン電波の受信障害があると認められる地区（以下「受信障害地区」という。）における事務手続きについて必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

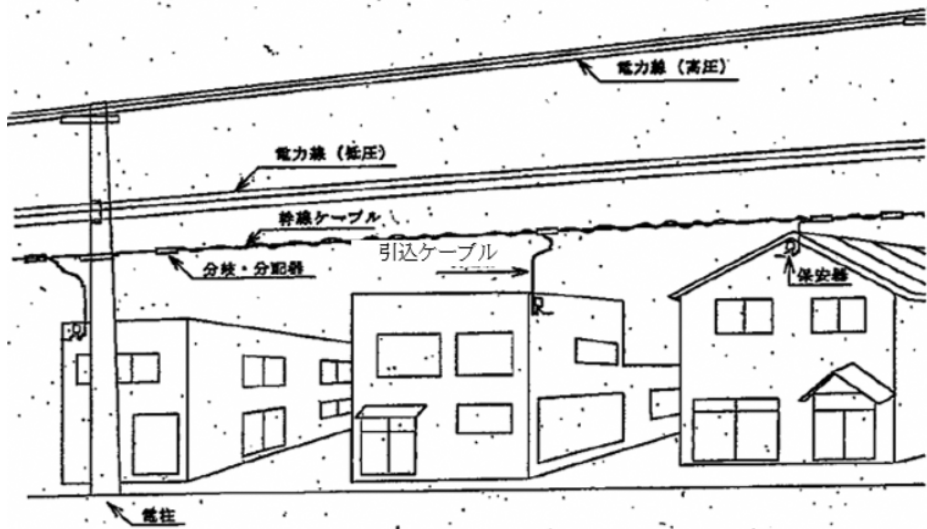
- (1) 共同受信施設 共同アンテナ、幹線の同軸ケーブル及び電柱、幹線の増幅器及び分配器、各住戸までの同軸ケーブル及び保安器をいう。
- (2) 先住者 道営住宅建設時に受信障害地区内の建築物所有者であって共同受信施設を利用するため、道と協定を締結している者をいう。
- (3) 後住者 道営住宅建設による共同受信施設の設置後に受信障害地区内に家屋等を建設等した者をいう。
- (4) 構内柱 電柱から所有建築物に引込みケーブルを接続するため、先住者及び後住者の所有建築物の敷地内に設置する支柱をいう。
- (5) 総合振興局長等 総合振興局長及び振興局長をいう。

## 第3 後住者への共同受信施設の利用許可

- 1 共同受信施設については、後住者が接続することにより、設備安全の面から幹線ケーブル等の既存共同受信施設の機能に支障のある場合、又はその恐れがある場合は利用を許可してはならないものとする。
- 2 共同受信施設の利用許可は共同受信施設を利用する建物所有者に対して行うものとする。
- 3 後住者が共同受信施設を利用するために許可を受けようとするときは、次の各号に定める関係書類を当該共同受信施設を所管する総合振興局長等に提出するものとする。
  - (1) テレビ共同受信施設利用許可申請書（別記第1号様式）
  - (2) 利用する建物の位置図
- 4 総合振興局長等は、前項に基づく申請があった場合において、第1項に掲げる事項を審査し支障がないと認めるときは、必要な条件を付して別記第2号様式の「テレビ共同受信施設利用許可書」を当該後住者に交付するものとする。
- 5 総合振興局長等は前項により許可書を交付したときは受信障害地区ごとに別記第3号様式の「共同受信施設利用者名簿」に登載し、第3項に定める書類と併せて保管するものとする。
- 6 使用材料及び工法  
接続に際し設備に使用する材料や工法については次に示す仕様とし、当該後住者に指示するものとする。

材 料	仕 様	摘 要
引込用同軸ケーブル	5C-HFL SS付	幹線分岐予備端子より防水処理を施し接続すること。
保安器	アレスター式	家屋引込口に取り付けること。

## 《住宅部施工例》

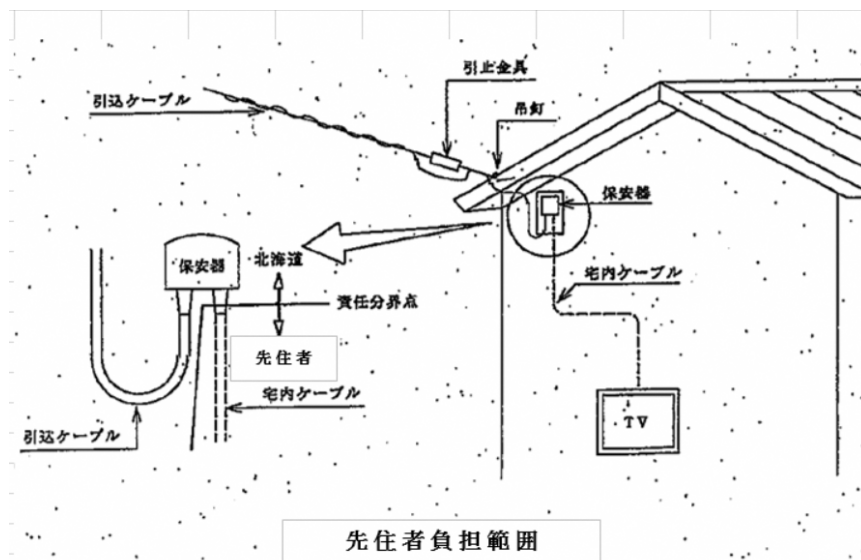


### 第4 先住者に係る費用の負担範囲及び利用の中止、変更

- 1 道は、幹線から先住者の所有する建築物への受信障害を解消するための必要な設備の設置及び維持管理に要する費用を負担するものとする。
- 2 先住者が所有する建築物の増改築等に伴う当該建築物へのケーブルの引込み等に係る移設及び再配置に要する費用は先住者の負担（敷地内外に設置してある構内柱及び支柱の移設に要する費用は道負担。）とするものとする。

ただし、共同受信施設の設置方法などにより、先住者の費用負担が通常想定される費用を超えると総合振興局長等が認める場合にあっては、この限りではない。

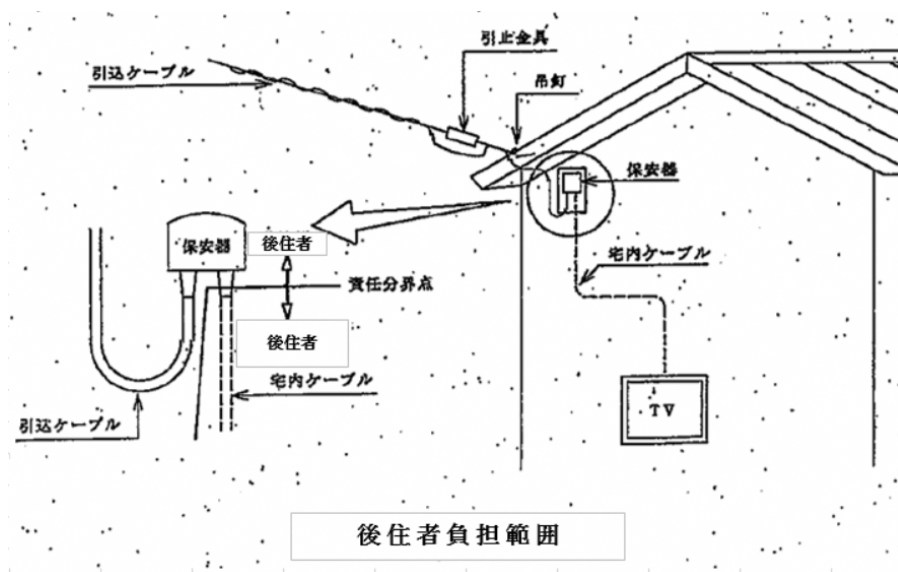
- 3 保安器からテレビジョン受像機までの設備の維持管理に要する費用は、先住者の負担とするものとする。
- 4 故意又は過失によって、共同受信施設に支障が生じたときの費用は、負担範囲にかかわらず先住者の負担とするものとする。



- 5 先住者は、所有する建築物の解体や他の方法により電波を受信することにより、共同受信施設の利用を中止したときは、遅滞なく別記第4号様式の「テレビ共同受信施設利用中止届（先住者用）」を総合振興局長等へ提出するものとする。
- 6 前項の規定による利用中止の届出をした場合は、届出のあった日をもって協定を無効とする。
- 7 総合振興局長等は、第5項の規定による届出の際に先住者から共同受信施設の撤去の申出があった場合は、道の負担で撤去又は移設するものとする。
- 8 先住者は、当該建築物の所有者が変更となる場合は、遅滞なく別記第5号様式の「テレビ共同受信施設利用者変更届（先住者用）」を総合振興局長等へ提出するものとする。
- 9 前項の規定による届出があったときは、総合振興局長等は、第3の第5項に規定する名簿に登載するものとする。

### 第5 後住者に係る費用の負担範囲及び利用の中止、変更

- 1 後住者は、幹線から所有する建築物への受信障害を解消するための必要な設備の設置及びその維持管理に要する費用を負担するものとする。  
 なお、構内柱が設置してある場合は、当該建築物から構内柱までの範囲とする。
- 2 後住者が所有する建築物の増改築等に伴う当該建築物へのケーブルの引込み等に係る移設及び再配置に要する費用は第4の第2項（ただし書きを除く。）の規定を準用する。  
 なお、設置後の維持管理に要する費用については後住者の負担とする。
- 3 保安器からテレビジョン受像機までの設備の維持管理に要する費用は、第4の第3項の規定を準用する。



- 5 後住者は、所有する建築物の解体や他の方法により電波を受信するため、共同受信施設の利用を中止したときは、負担範囲としている共同受信施設部分の撤去を行い、遅滞なく別記第6号様式の「テレビ共同受信施設利用中止届（後住者用）」に撤去前後の写真を添付の上、当該道営住宅を所管する総合振興局長等へ提出するものとする。  
 なお、構内柱が設置してある場合は北海道の負担により、構内柱の撤去又は移設を行うものとする。
- 6 前項の規定による届出があった場合は、当該届出のあった日をもって許可を無効とする。

- 7 後住者は、当該建築物の所有者が変更となる場合は、遅滞なく別記第7号様式の「テレビ共同受信施設利用者変更届（後住者用）」を総合振興局長等へ提出するものとする。
- 8 前項の規定による届出があったときは、総合振興局長等は、第3の第5項に規定する名簿を修正するものとする。

#### 第6 利用料

共同受信施設の利用料は無料とするものとする。

#### 第7 許可の取り消し

第3の第4項に規定による許可書の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると総合振興局長等が認めた場合は、当該利用の許可を取り消すものとする。

- (1) 利用する共同受信施設が正常な状態で維持するのに必要な注意を怠ったために、他利用者等に損害等が生じたとき又は損害等が生じる恐れのあるとき。
- (2) 利用方法等において管理上好ましくないと判断したとき。

#### 附則

この要領は、平成22年12月8日から適用する。

この要領は、令和3年（2021年）8月11日から適用する。